

令和3年1月1日

会員各位

一般社団法人日本精神科看護協会
会長 吉川 隆博
(公 印 略)

役員選挙の告示

一般社団法人日本精神科看護協会は、定款ならびに役員選出規程に基づき、役員を選任する選挙の実施につきまして、下記の要領にて行うことを告示します。

立候補される会員の方は、当協会ホームページから所定の様式をダウンロードして、協会事務局まで郵送にて届け出てください。

記

1. 役員定数：理事 15 名以上 20 名以内
監事 3 名以内
2. 役員の任期：2021 年定時総会から 2023 年定時総会
3. 立候補の受付期間：2021 年 1 月 1 日から 2 月 28 日

以上

様式1（立候補届）

立候補届

一般社団法人日本精神科看護協会会長殿

私は一般社団法人日本精神科看護協会理事（監事）に候補者として立候補いたしますのでお届けいたします。

年 月 日

氏名

住所

所属支部

会員番号

勤務先

勤務先での職責

*以下の記述は任意です。

<職歴や協会における経歴、立候補にあたっての抱負などをお書きください（600字以内）>

<候補者を推薦する人や団体がある場合には以下を任意にお書きください>

- ・推薦する方の氏名もしくは名称
- ・推薦する方の職責、協会における経歴等
- ・推薦理由（150字以内）

様式2（公益法人の役員の欠格条項に該当しないことを表明する書面）

表明書

一般社団法人日本精神科看護協会会長殿

私は、公益社団法人及び公益財団法人法第6条第1項第1号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないことを表明します。

年 月 日

氏 名

住 所

<参照条文：公益社団法人及び公益財団法人法>

第6条（欠格事由）前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

ロ この法律、[一般社団法人及び一般財団法人に関する法律](#)（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律](#)（平成3年法律第77号）の規定（[同法第32条の2第7項](#)の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは[刑法](#)（明治40年法律第45号）[第204条](#)、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号](#)に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（以下略）